

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（令和３年度第２回）議事要旨

１ 開催日時

令和３年９月１日（水）１４時３０分～１６時３０分

２ 開催場所

ＷＥＢ会議（欠席の委員は書面審議を実施）

３ 出席者

（１）委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、朝倉 浩一、新井 充、岩田 雄策、芝田 育也、高橋 文夫、鶴田 俊、
三宅 淳巳、

（２）オブザーバー

濱口 千絵（経済産業省）、樋渡 智咲（厚生労働省）

（３）事務局

中本 敦也、鈴木 知基、平野 修弘、昆 慧明

４ 配布資料

（資料Ⅱ－１） 第１回議事要旨

（資料Ⅱ－２－１） 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査結果及び対応について

（資料Ⅱ－２－２） 第一次候補物質の抽出結果※

（資料Ⅱ－２－３） 第二次候補物質の調査結果※

（資料Ⅱ－２－４） 流通量モニタリング物質の調査結果※

（資料Ⅱ－３－１） 「消防活動阻害物質」の調査結果及び対応について

（資料Ⅱ－３－２） 「消防活動阻害物質」候補一覧※

〔参考Ⅱ－１－１〕 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法

〔参考Ⅱ－１－２〕 「火災危険性を有するおそれのある物質」の危険物指定の流れ

〔参考Ⅱ－２〕 「消防活動阻害物質」の調査方法

〔参考Ⅱ－３〕 毒物劇物の判定基準

※非公開情報を含むため一部委員限り

５ 開会

6 議事内容

(1) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の対応（案）について

【委員】第二次候補物質の 1H-トリアジリン（別称 アジ化水素）は爆発性を有しつつ、毒性もかなり強かったという記憶があるが、消防活動阻害物質には入っているのか。

【事務局】新規危険物候補と新規消防活動阻害物質候補は全く別立てで考えているため、ご指摘の物質は新規消防活動阻害物質候補としては挙がっていない。

【委員】別立てで考えるのはよいのだが、元々その性質上はもしかすると消防活動阻害物質に入っていたのではないかという質問である。

【事務局】危険物と消防活動阻害物質との区分について、危険物は危険物の規制に関する政令に基づく試験を行い危険性が確認できた場合には危険物として判定される。一方で、消防活動阻害物質については、危険物のような火災危険性はないが毒性等の消防活動を行う上で必要な情報として把握するため指定をしている。今回の 1H-トリアジリンについては、当初は危険物候補として試験が必要か調べてきたが、そもそも流通量が少ないため、危険物として確認する候補からは除外した。消防活動阻害物質についても毒物であれば最低 30kg、劇物については最低 200kg を数量として定めており、1H-トリアジリンは流通が無いとのことなので、消防活動阻害物質としての人体に有害な気体等の発生に係る試験は必要ないと考えている。

【委員】承知した。

【座長】流通量、入手可能性、危険性を評価した従来通りの進め方であり、特段問題はないと思われる。このような方向でお願いしたい。

【事務局】承知した。

(2) 「消防活動阻害物質」の対応（案）について

【座長】こちらも「消防活動阻害物質」に関する従来の考え方を基盤として消防活動阻害物質として可能性のある物質、流通量、入手可能性を考慮して進めている。今年度の対象物数は2物質ということで検討して頂きたい。

【事務局】承知した。

(3) その他

【委員】最近、接種が行われている新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの関係で、特定の溶剤であるとか危険物に該当する物が大量に輸入されているというような情報は事務局として把握しているか。昨年度は手指消毒用アルコールが大量に市中に出回っていた。もし、そのような事象があるのならば危険物規制とはまた違った考えが必要になることが考えられる。

【事務局】特段情報は入っていないため把握していない。

以上

7 閉会